

電気自動車の導入に関する補助制度のご案内

①車両購入の補助(国の補助)

補助対象車両	給電機能※1なし	給電機能※1有り
	令和3年11月26日以降に新規登録された車両	
E V	65万円/台(上限)	85万円/台(上限)
軽E V	45万円/台(上限)	55万円/台(上限)
P H V	45万円/台(上限)	55万円/台(上限)
F C V	230万円/台(上限)	255万円/台(上限)

上限額は車種、型式により異なります。

岡山市、倉敷市、高梁市においては、市による補助制度も利用できる場合がありますので、各市にお問い合わせください。

※1 外部給電器・V2H 充放電設備等から電力を取り出せる機能

②充電設備の補助(国・県の補助)

国と県の補助は併用可!

	国の補助率	県の補助率
急速充電設備	本体: 1/2(上限あり) 工事費: 10/10(上限あり)	本体と工事費をあわせてほかの補助金の額を除いた額の1/2(上限150万円、1施設等につき1台)※2
普通充電設備	本体: 1/2(上限あり) 工事費: 10/10(上限あり)	本体と工事費をあわせてほかの補助金の額を除いた額の1/2(上限18万円、駐車場収容台数の2割又は10台のいずれか低い方の台数)※3

国の補助制度については、主要なものを抜粋しています。

岡山市、倉敷市においては、市による補助制度も利用できる場合がありますので、各市にお問い合わせください。

※2 一般に開放されるものに限る ※3 駐車場収容台数の2割が1台未満の場合は1台

EV 軽自動車の導入費用のイメージ(一例)

①車両本体 243万円－補助金(国)41万円＝202万円

②充電設備※4 8万円－補助金(国)4万円－補助金(県)2万円＝2万円

③工事費※4 10万円－補助金(国)10万円＝0円

※4 コンセントタイプの普通充電設備を新たに設置する場合を想定



この機会にぜひ電気自動車の導入をご検討ください!

国の補助制度について
詳しくはこちら

